



2026 年 7 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード・福証本則 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐正吾
(TEL. 0 4 7 - 4 8 5 - 1 1 0 7)

MTM Capital 株式会社による当社に対する買収提案に関する予告書について

当社は、MTM Capital 株式会社（以下「MTM」といいます。）が 2026 年 7 月 14 日付けで当社に対して 2026 年 8 月中旬から下旬を目処に買収提案（以下「本買収提案」といいます。）を行う予定である旨等を予告する「株式会社地域新聞社に対する買収提案に関する予告書」（以下「本予告書」といいます。）を公表していることを認識いたしました。しかしながら、下記 2 のとおり、MTM は、当社が既に発表している買収への対応方針を無視し、重大な違反を行っているものであることに加えて、本予告書につきましては、当社としては、金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）との関係で疑義があるものと考えております。これに加えて、下記 3 のとおり、MTM の開示は、当社の信用を徒に毀損する行為であると考えております。当社株主の皆様におかれましては、慎重にご判断くださいますよう、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 買収への対応方針に基づく対抗措置発動手続への影響

当社は、2026 年 7 月 14 日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の再度の認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び定時株主総会においてそれらについての追認をお諮りすることに関するお知らせ」（以下「対抗措置発動プレス」といいます。）においてお知らせしたとおり、既に、MTM 及びその共同協調行為者が、（2025 年 11 月 30 日に開催された当社定時株主総会においてその更新が承認された）当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本対応方針」といいます。）所定の意向表明書を提出することなく、2026 年 6 月 25 日までに、その共同協調行為者と併せて議決権割合が 20%以上となる当社株式の取得を行っていることか

ら、本対応方針所定の手続につき重大な違反を犯していると認定した上で、当社独立委員会の勧告を最大限尊重して本対応方針に基づく対抗措置（以下「本対抗措置」といいます。）の発動を決議しております。したがって、当社は、MTM が実際に本買収提案を行うか否かや本買収提案を行うに際して本対応方針所定の意向表明書を提出するか否かに拘らず、本対抗措置の発動手続を粛々と進めて参ります。

2 買収提案予告について

上記 1 のとおり、当社は、既に MTM 及びその共同協調行為者に対して本対抗措置の発動を決議しており、本対抗措置の発動手続が進行している状況下において、MTM が本買収提案をすることは通常であればおよそ想定し難いところですが、現実に MTM が本買収提案をするに至った場合には、本対応方針所定の手続に従って当社に対して意向表明書をご提出いただく必要があります（なお、現時点で意向表明書の提出は一切なされておられません）。

また、金商法に従った開示に関しても、MTM は、2026 年 5 月 1 日から施行されている令和 6 年金商法改正に伴う改正後における株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第一号様式記載上の注意(10)b によって重要提案行為等の具体的な内容等の開示が求められるようになった後に提出した大量保有報告書でも、保有目的を「重要提案行為等を行うこと」とのみ記載しながら、本買収提案の予告を記載した本予告書をウェブサイト上に公表しており、かかる開示を行ったタイミング等に鑑みれば、金商法及び関連法令にも違反していると疑わざるを得ません。

さらに、対抗措置発動プレス記載のとおり、当社は、既に MTM が 2026 年 6 月 25 日までに共同協調行為者（後述する特別関係者に該当する疑いがあります。）と併せて議決権割合 30.95%相当の当社株式を保有していると認定しており、その後も MTM が当社株式を買い増していることを確認しております。したがって、MTM は、金商法に定める公開買付制度の下で、特別関係者と併せて当社の総議決権の 30%超を保有している疑いがあることから、1 株でも当社株式の買付けを行う場合には、公開買付けの方法による必要があるものと考えられます（金商法 29 条の 2 第 1 項）。この点、公開買付届出書には、公開買付けに要する資金の存在を示すに足る書面（預金残高証明書

や融資証明書等)を添付する必要がある¹ところ、万一、十分な資金的裏付けがなく買収提案を公表された場合には、風説の流布(金商法 158 条)に該当する場合があると一般的に解されておりますので(金融庁企画市場局「株券等の公開買付けに関するQ&A」(2026 年 5 月 1 日)問 31 参照)、MTM による買収提案に関しても、この点、十分にご留意いただく必要があると考えております。

3 ウルフパック対応費用の支出の利益供与該当性

本予告書において、MTM は、当社がウルフパック株主対応のために費用を支出することが利益供与罪に該当すると指摘しております。

しかし、東京高判平成 30 年 5 月 9 日金法 2103 号 72 頁(伊豆シャボテンリゾート事件控訴審判決。確定済み)は、株主共同の利益に反する可能性がある者からの買収に対し、「無為に手をこまねいていたとすれば、それこそ取締役としての善管忠義義務違反を問われかねない状況であったとさえ言うことができる」と判示しています。このように、株主共同の利益に反する可能性がある者からの買収に対応するために合理的な対価でアドバイザーに対して費用を支出することは、取締役の善管注意義務違反を基礎付ける事情とはならないことは既に明らかであり、かかる考え方は複数の著名な会社法学者によっても支持されています。したがって、当社がウルフパックによる経営支配権奪取の試みに対応するための費用を支出したことが利益供与罪に該当しないことは明らかです。

然るに、当社としては、MTM が本予告書において、当社があたかも利益供与罪に該当する行為を行っているかのような記載を行っていることは、当社の信用を著しく毀損する行為であって、信用毀損罪(刑法 233 条前段)にも該当する可能性があると考えているため、MTM に対して直ちに当該記載を削除することを求めます。

以 上

¹ なお、仮に公開買付けを行う必要がない場合でも、経済産業省「企業買収における行動指針」24 頁脚注 38 では「取締役の選解任を提案する株主が、経営支配権を取得する意図を明かさずに他の株主と協調して相当量の株式を取得した上で、株主総会招集請求を行って多数の取締役を自らの影響力の及ぶ者に入れ替える株主提案を成立させることにより、経営支配権を取得する場合における透明性の論点がある。このような場合、買収の是非について株主の判断を経ないままに、特定の者が経営支配権を取得する可能性がある(複数の者の間で株式の保有が分散する結果、大量保有報告規制の違反や潜脱がされるおそれも指摘される)。」[中略]このため、経営支配権を取得することを目的として多数の取締役を交替させる株主総会招集請求を行う場合には、招集請求者は、招集請求の目的や招集請求者(及び招集請求者と共同して株式の取得・処分や株主としての権利行使に関する合意をしている者がいればその者)の概要、提案が成立した後の経営の基本的な方針等について、少なくとも公開買付け届出書における記載内容と同程度の適切な情報提供を株主に対して行うことが望ましい」とされているところです。